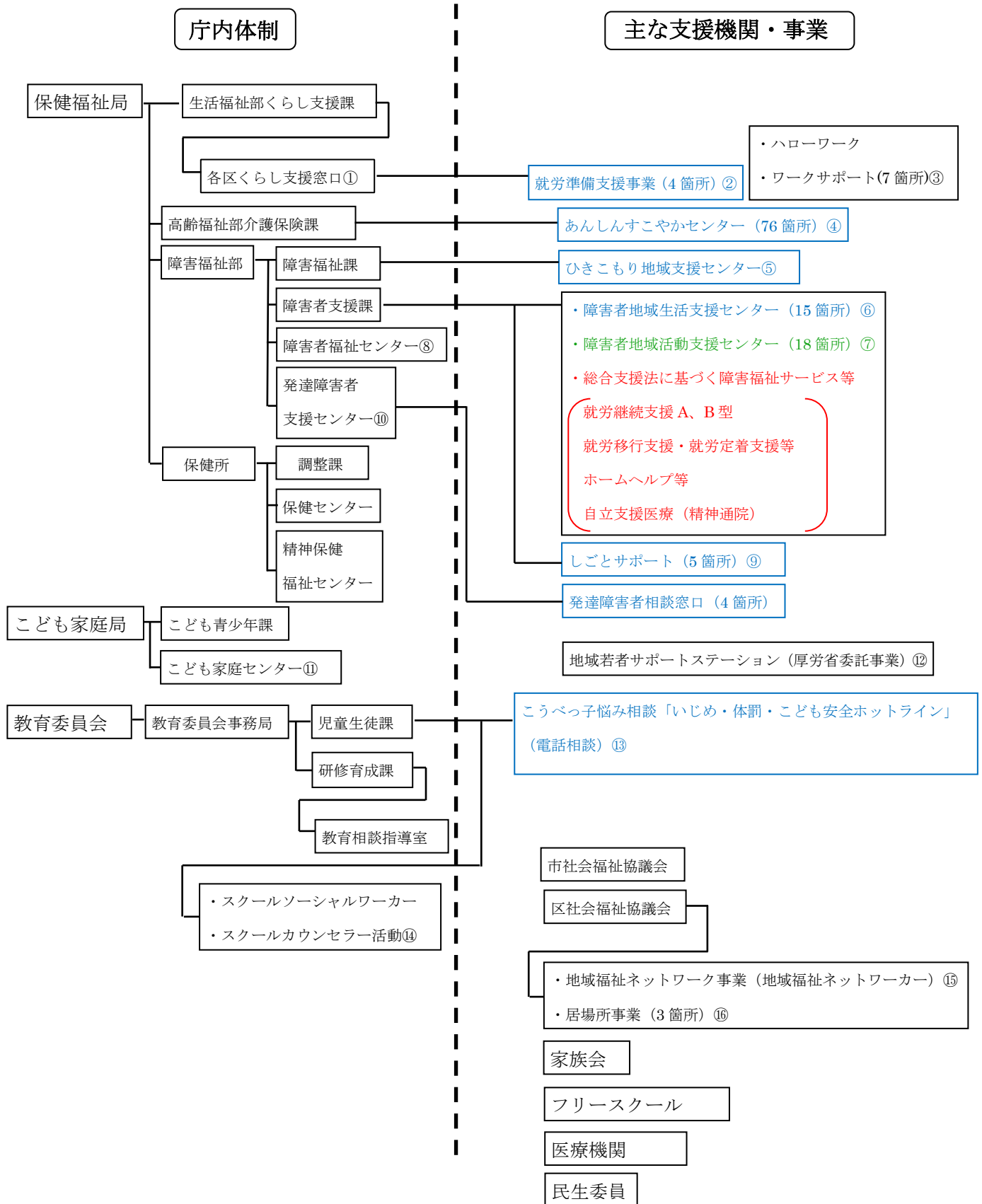


神戸市におけるひきこもり支援体制

1. 支援体系

青字：委託
 赤字：指定
 緑字：補助事業



2. 業務内容

①くらし支援窓口（生活困窮者自立支援制度－自立相談支援事業）

生活と就労に関する支援員を配置したワンストップ型の各区相談窓口。一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画（プラン）を作成し支援。（平成 30 年度新規相談 2,657 世帯 延べ相談件数 25,892 件）

②就労準備支援事業

くらし支援窓口の就労支援メニューの一つ。就労意欲が低下しているなど就労に対する準備が整っていない方に対し、一般就労に向けた訓練を実施。

③ワークサポート（ハローワークの出先機関）

西区、兵庫区除く区庁舎内に設置。福祉事務所で公的扶助を受給している方等の就労支援を実施。

④あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）

高齢者の介護や見守りなどに関する相談窓口。概ね中学校区に 1 箇所設置。

⑤ひきこもり地域支援センター

ひきこもり状態にある本人や家族からの第一次相談窓口。※詳細は、（資料 5）を参照

⑥障害者地域生活支援センター

身体・知的・精神障害者の生活やサービスに関する相談窓口。（平成 30 年度延べ相談件数 87,453 件）

⑦障害者地域活動支援センター

障害者（児）に対して、通所により生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を行い、自立した日常生活・社会生活を営むことができるように支援。全 18 箇所中 10 箇所には専門職による相談支援を実施。（平成 30 年度延べ相談件数 25,750 件）

⑧障害者福祉センター

発達障害者相談窓口からの依頼に基づき、相談や判定を実施。また、嘱託医を配置し診断を実施。

（平成 30 年度 実診断件数 19 件）

⑨しごとサポート

障害者の仕事に関する相談窓口。就労に向けた基礎訓練、職場実習の調整、就労後の職場定着支援等を実施。（平成 30 年度 延べ相談実績 14,861 件）

⑩発達障害者支援センター（発達障害者相談窓口含む）

15 歳以上の発達障害の方（診断を受けていない方も対象）とその家族への日常生活や就労に関する相談窓口。（平成 30 年度 延べ相談実績 4,436 件※発達障害者支援センター分含む）

⑪子ども家庭センター（児童相談所）

子どもや家族の養育・発達の遅れ・しつけ・不登校・児童虐待などの相談に対し、検査と判定・治療・一時保護などを実施。また、育成相談において、児童の性格行動、不登校、家庭内暴力等に関する相談に対応。（平成 30 年度延べ相談実績 488 件）※詳細は、（資料 6）を参照

⑫地域若者サポートステーション（厚生労働省委託事業）

働くことに踏み出したい方と家族からの相談を受け、「働き出す力」を引き出し、「現場定着するまで」をバックアップ。青少年会館内に窓口を設け、キャリアコンサルタントや臨床心理士による専門相談、各種セミナー、職場体験事業などを実施。

⑬こうべっこ悩み相談「いじめ・体罰・子ども安全ホットライン」

いじめや不登校、その他子どもやその保護者の相談に 24 時間対応。※詳細は、（資料 7）を参照

⑭スクールソーシャルワーカー（SSW）・スクールカウンセラー（SC）活動

- ・SSW（社会福祉士・精神保健福祉士等）：各区 1 名配置。社会福祉の専門的知識、技術を活用し、児童生徒を取り巻く環境に働きかけ悩みや問題の解決を支援。
- ・SC（臨床心理士・公認心理士）：各中学校区に 2 名配置。心理の専門知識、技術を活用し、児童生徒の悩みや不安を受け止めて支援。※詳細は、（資料 7）を参照

⑮地域福祉ネットワーク

各区の社会福祉協議会に 2 名配置。既存の制度やサービスでは解決が困難な制度の狭間や複合化した福祉課題について、地域や専門機関と一緒に解決に向けたネットワークづくりを推進。

（平成 30 年度支援世帯数 806 世帯 延べ相談件数 4,711 件）

⑯居場所事業

空き家・空き店舗などを活用し、ひきこもり等に限らず誰もが一緒に集える場づくりを推進。

（東灘区：カフェやすらぎ、かわいさんち、垂水区：たるみ café）